

監査報告書

令和 6 年 5 月 31 日

学校法人 育英館

理 事 会 御中

評議員会 御中

監事 村上 博保



監事 小林 一郎



私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人育英館の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行った。

監査の結果、学校法人育英館の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上

令和 6 年 5 月 31 日
この写しは、原本と相違
ないことを証明する。

学校法人 育英館
理事長 松尾 恵子

